

相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度 認定証贈呈式を開催します 対象は過去最多の9大学の学生

「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」において、一定以上の地域貢献活動等を行った大学生及び学生グループに対し、認定証を贈呈しますのでお知らせします。

今年度は、制度発足から6年目となり、新たに認定者の推薦があった大学も増え、本市と包括連携協定を締結している大学以外も含めて、過去最多の9大学の学生に認定証を贈呈します。

この認定を励みに、若い世代がさらに活動の場を広げて地域貢献活動等に携わっていただくことを期待しています。

- 1 日 時 令和2年2月28日(金)午後1時30分～2時45分
- 2 場 所 ウェルネスさがみはら 7階 視聴覚室
- 3 認定対象者 個人51名 学生グループ3団体

<内訳>

- ・青山学院大学(学生グループ1団体)()
- ・麻布大学(学生グループ1団体)()
- ・和泉短期大学(個人4名)()
- ・桜美林大学(個人9名、学生グループ1団体)()
- ・相模女子大学(個人28名)()
- ・湘南医療大学(個人1名)
- ・女子美術大学(個人7名)()
- ・成城大学(個人1名)
- ・帝京大学(個人1名)

()本市と包括連携協定を締結している大学

- 4 制度概要 別紙のとおり

問い合わせ先
市民協働推進課
電話 042-769-9225(直通)

相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度 概要

1 概要

一定以上の地域貢献活動等を自主的に行った大学生及び大学生によって構成される団体に対し、大学等からの推薦に基づき、市から認定証を贈呈します。

2 認定証の意義

学生の行った地域貢献活動に対して、市として感謝の意を表するとともに、将来にわたり地域貢献に目を向け、活動していただくための励みとして贈呈するものです。

3 対象とする活動

(1) 活動の種類

ア 市からの情報提供に基づく地域活動及び市民活動

イ ア以外で独自に取り組まれる地域貢献活動

・大学が募集して行う福祉活動や被災地支援活動

・学生が自主的に行う地域貢献活動など

授業や単位と無関係に取り組まれるものに限ります。

報酬（交通費等の実費程度は可）を得ずに取り組まれるものに限ります。

(2) 認定に必要な活動実績と、認定の種類

活動時間30時間以上又は活動回数30回以上の方に対し、認定証を贈呈します。

個人の場合は、活動実績により次の区分で認定証を贈呈します。

ア 活動時間30時間以上又は活動回数30回以上でボランティア学士

イ 活動時間90時間以上又は活動回数90回以上でボランティア修士

ウ 活動時間150時間以上又は活動回数150回以上でボランティア博士

個人の活動時間及び回数が上の時間及び回数に満たない場合は、翌年度に繰り越すことができます。

団体については、構成員全員が活動時間及び活動回数を満たしている場合に限ります。